

YouTube 動画作成指針

一般社団法人日本小児アレルギー学会
広報委員会

日本小児アレルギー学会で、YouTube などの動画配信サービスを用いて情報を発信するにあたり、動画作成指針を以下の様に定める。

1. 医学雑誌の掲載された論文から図表を引用する場合は、出版社への許諾申請・取得を作成者が行い、引用した論文の情報と引用元からの許諾を取得していることをスライドに明記する。許諾取得にかかる費用は原則作成者が負担する。
2. 写真・イラスト・音楽を使用する場合は著作権について十分に確認し、必要に応じて作成者自身で許諾を得て出典をスライドに明記する。
3. 製薬会社の提供しているコンテンツをそのまま使用してはならない。
4. 患者や検体などの医学関連画像は、患者本人・保護者の許可がない場合は使用してはならない。
5. 医学的な効果に関して断定的、過剰な表現を避ける。
6. 内容が医業に関わるものである場合、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」を遵守する。

【参考】 随時確認すること

① YouTube 利用規約

<https://www.youtube.com/static?template=terms&hl=ja&gl=JP>

② YouTube ヘルプ「著作権と著作権管理」

https://support.google.com/youtube/topic/2676339?hl=ja&ref_topic=6151248

③ YouTube Community Guidelines

https://www.youtube.com/intl/ALL_jp/howyoutubeworks/policies/community-guidelines/

<引用について>

引用：「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」（法第 32 条第 1 項）

*引用する際に必要な要件

ア 引用対象著作物が、既に公表されている著作物であること

イ 明瞭区別性（自身の著作物と、引用対象著作物が、明瞭に区別されていること）

ウ 主従関係（自身の著作物が「主」であり、引用対象著作物が「従」であること）

エ 「出所の明示」が必要

日本内科学会 | 学術講演を行う際の著作権に関する Q&A より

https://www.naika.or.jp/meeting/academic_copyright_qa/

（作成する際の例）

- ・ 図表を文章で説明する。
- ・ 許可が得られれば文章の内容から新たに作図する。

（2022 年 10 月 6 日）